

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 5 月 20 日

申請者 氏名又は名称 株式会社グローバルワークス  
 住所 大阪府高槻市庄所町7番1号-101  
 代表者氏名 代表取締役 河野 貴志  
 電話番号 072-661-3397  
 FAX番号 072-661-3398  
 メールアドレス [globalworks@friend.ocn.ne.jp](mailto:globalworks@friend.ocn.ne.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

## 指定給水装置工事事業者指定申請書

檀原市長 殿

令和 6年 5月 20日

申請書 氏名または名称 株式会社グローバルワークス

代表者氏名 代表取締役 河野 貴志

住所 〒 569-0064  
大阪府高槻市庄所町7番1号-101

電話番号 072-661-3397



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、  
同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
コウノ タカシ 代表取締役 河野 貴志  コウノ ヒデキ 取締役 河野 秀樹	
事業の範囲	管工事業 土木工事業 給排水設備工事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	カブシキガイシャグローバルワークス 株式会社グローバルワークス
上記事業所の所在地	大阪府高槻市庄所町7番1号-101
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
河野 貴志 堀 舞 海陸 英加	第 194832 号 第 317928 号 第 318219 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別表(第18条関係)

## 機 械 器 具 調 書

令和 6 年 5 月 20 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切のこ		1	
	パイプカッター	φ50	1	
	パイプカッター	φ13~25	1	
	ダイヤモンドカッター		1	
	セーバーソー		1	
管の加工用の 機械器具	やすり	φ13~50	1	
	パイプ圧着機	平型	1	
	自動穿孔機	ラチェット式	1	
	インパクトレンチ (パイプねじ回し器)		1	
管の接合用の 機械器具	パイプレンチ	70mm	5	
	プライヤー	30mm	1	
	ラチェットレンチ	30mm	2	
	トーチランプ	ガスボンベ式	1	
	チェーンブロック	500kg	2	
	リーマー		1	
水圧テストポンプ	手動テスター	(株)キョーワ T-50K-P	1	

(注) 種別の「欄」には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、  
橿原市指定給水装置工事事業者規程第5条第3号  
アからオまでのいずれにも該当しない者であることを  
誓約します。

令和6 年 5 月 20 日

申請者

氏名又は名称 株式会社グローバルワークス



〒 569-0064

住 所 大阪府高槻市庄所町7番1号-101

代表者氏名 代表取締役 河野 貴志

TEL 072-661-3397

橿原市長 殿

## 履歴事項全部証明書

大阪府高槻市庄所町7番1号-101  
株式会社グローバルワークス

会社法人等番号	1209-01-014370		
商号	株式会社グローバルワークス		
本店	大阪府高槻市大塚町五丁目11番1号		
	大阪府高槻市庄所町7番1号-101	平成19年 5月 1日移転	
		平成19年 5月16日登記	
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	平成17年8月19日		
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築、土木に関する設計、測量、調査及び施工管理</li> <li>2. 一般建築、土木請負施工</li> <li>3. 管工事、上下水道衛生設備の設計、管理及び施工</li> <li>4. 不動産の売買、賃貸及びその仲介</li> <li>5. 家具、インテリア用品の製造及び販売</li> <li>6. 飲食店の経営</li> <li>7. 前各号に付帯する一切の事業</li> </ol>		
発行可能株式総数	60株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株		
資本金の額	金300万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。		
役員に関する事項	取締役	河野 貴志	
			平成27年10月30日重任
			平成27年12月 8日登記
	取締役	河野 秀樹	平成27年10月30日重任
		平成27年12月 8日登記	

大阪府高槻市庄所町7番1号-101  
株式会社グローバルワークス

	大阪府三島郡島本町若山台一丁目5番8-503号 代表取締役 河野 貴志	平成27年10月30日重任 平成27年12月8日登記
支店	1 大阪府枚方市山之上東町6番11号	平成29年1月1日設置 平成29年1月30日登記
登記記録に関する事項	平成18年6月20日有限会社グローバルワークスの商号を変更し、移行したことにより設立	平成18年6月20日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和6年4月12日

大阪法務局北大阪支局

登記官

田井地 かすみ



# 株式会社グローバルワークス定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社グローバルワークスと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築、土木に関する設計、測量、調査及び施工管理
2. 一般建築、土木請負施工
3. 管工事、上下水道衛生設備の設計、管理及び施工
4. 不動産の売買、賃貸及びその仲介
5. 家具、インテリア用品の製造及び販売
6. 飲食店の経営
7. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を、大阪府高槻市庄所町7番1号101 に置く。

(広告の方法)

第4条 当社の広告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株式

(発行株式総数)

第5条 当社の発行可能株式の総数は、60株とする。

(株券)

第6条 当社は、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。  
当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。





(基準日)

- 第8条 当会社においては、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
  - 3 第1項ただし書及び前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする

(株主の住所等の届出)

- 第9条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法廷代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を等会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(募集株式の発行)

- 第10条 募集株式の発行に必要な事項の決定は株式総会の特別決議によってする。
- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
  - 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の決定により定める。

### 第3章 株主総会

(召集)

- 第11条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に召集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを召集する。
- 2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して召集通知を発するものとする。

(議長)

- 第12条 株主の議長は、社長がこれにあたる。

(決議)

第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第15条 当会社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権総数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期はその選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表権)

第18条 当会社の代表は株主総会にて、取締役の中から1名代表取締役を選任する。

(報酬及び退職慰労金)

第19条 取締役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第20条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 21 条 剰余金は、毎事業年度日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 22 条 当会社が、株主に対し、剰余金の支払い提供をしてから、満 3 年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

附則

上記定款は大阪府高槻市大塚町 5 丁目 11 番 1 号 有限会社グローバルワークスの商号を変更して設立する。株式会社グローバルワークスにつき作成したものであって、商号変更が効力を生じた日からこれを施行するものとする。



令和 6 年 5 月 20 日

原本と相違ありません。

大阪府高槻市庄所町 7 番 1 号 - 101

株式会社グローバルワークス

代表取締役 河野貴志



第一九四八三二号

給水装置工事技術者免状

本籍 兵庫県

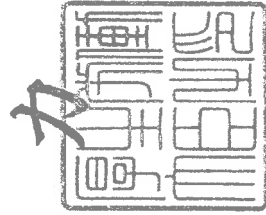
氏名 河野 貴志

昭和四十七年七月二十七日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十三年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口



第三一七九二八号

給水装置事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 堀 舞

平成三年十二月十四日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

令和五年二月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信



国立印刷局製本

第三一八二一九号

給水装置主任技術者免状

本籍 鹿児島県

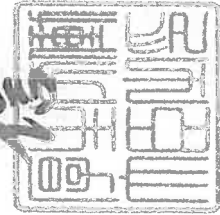
氏名 海 陸 英 加

平成七年一月二十四日生

水道法(昭和五十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

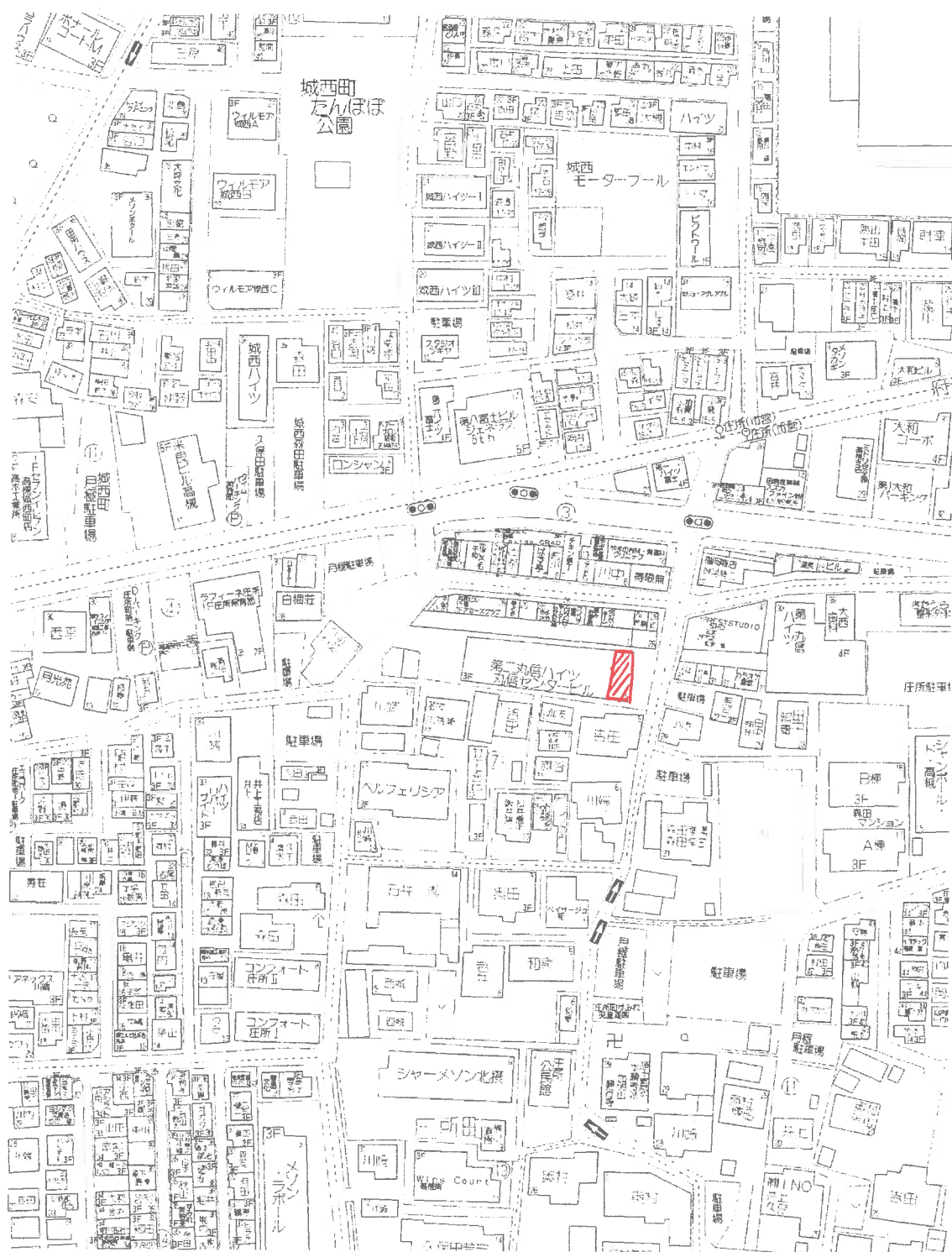
令和五年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤勝信

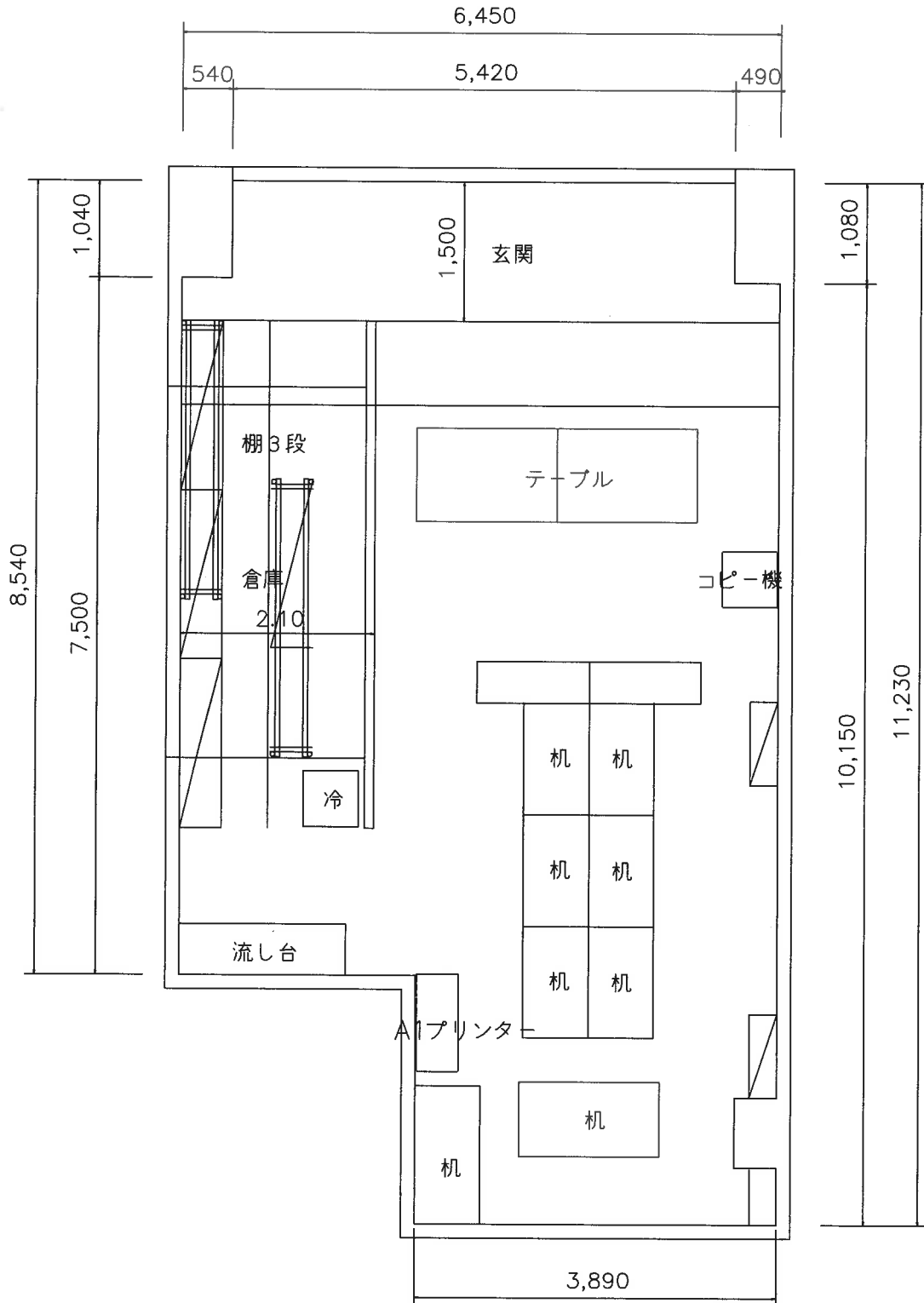


国立印刷局製

# 営業所付近見取図



# 平面図







No.

建物の全景

---

---

---

---

---

---

---

---



No.

事務所入口

---

---

---

---

---

---

---

---



No.

事務所看板

---

---

---

---

---

---

---

---



No.

事務所内部



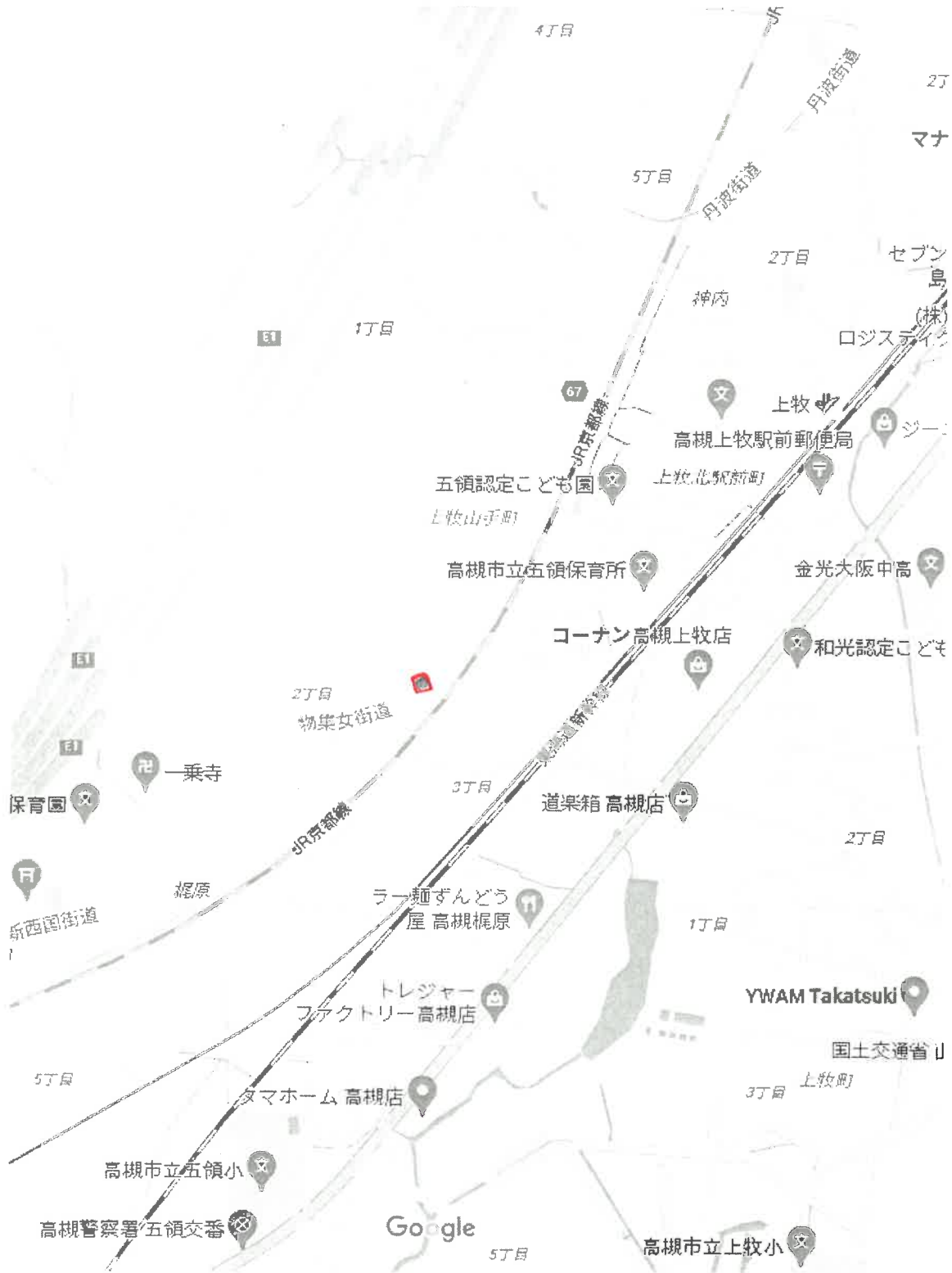
No.

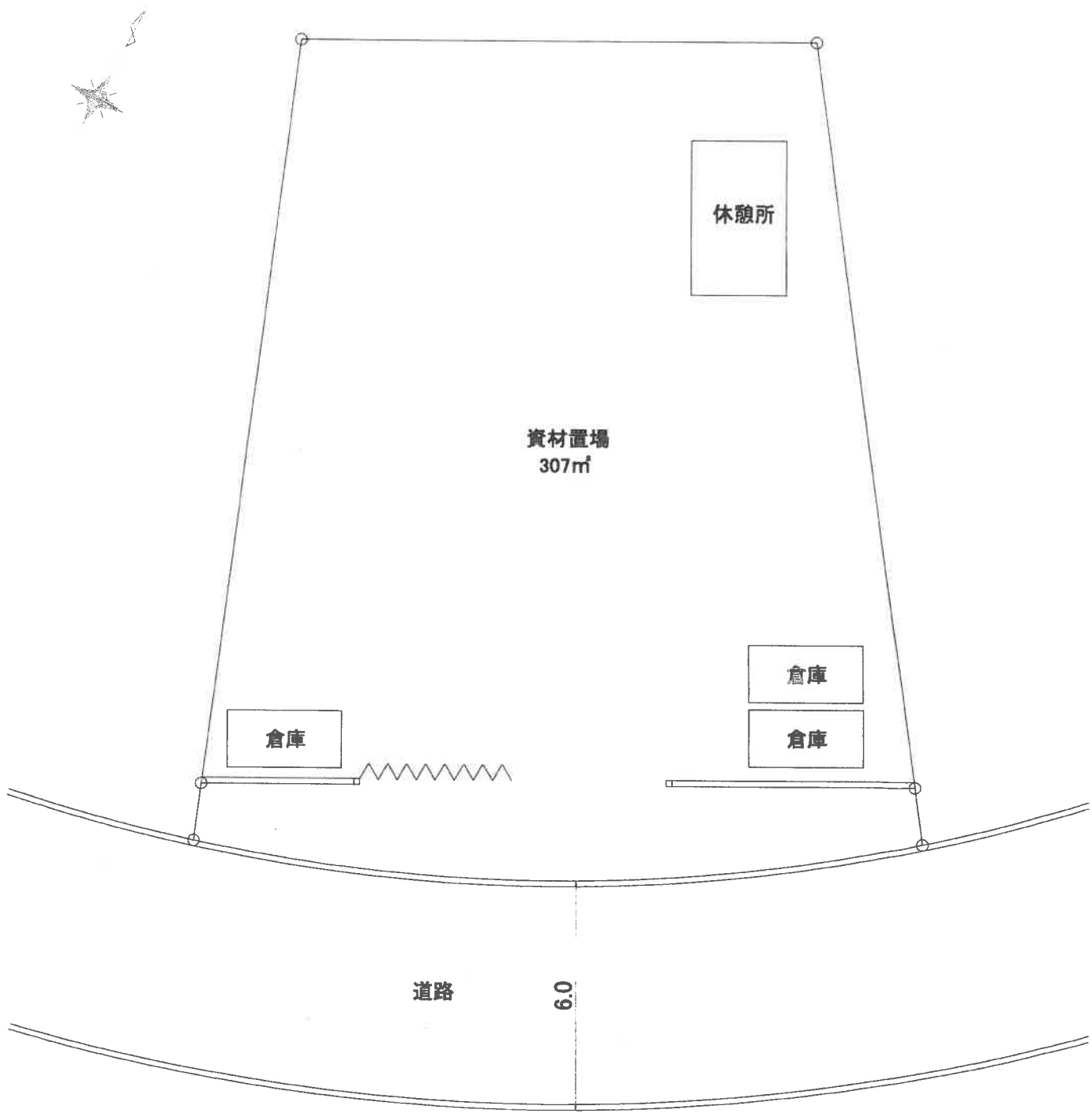
事務所内部

No.

高槻市梶原2丁目1-19

倉庫付近見取図





配置図 1:150



No. \_\_\_\_\_

倉庫入口

No. \_\_\_\_\_

倉庫看板



No. \_\_\_\_\_

倉庫内部





No. \_\_\_\_\_

**倉庫内部**



No. \_\_\_\_\_

**置場資材**



No. \_\_\_\_\_

**置場資材**

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 5 月 20 日

申請者 氏名又は名称 株式会社グローバルワークス  
 住所 大阪府高槻市庄所町7番1号-101  
 代表者氏名 代表取締役 河野 貴志  
 電話番号 072-661-3397  
 FAX番号 072-661-3398  
 メールアドレス [globalworks@friend.ocn.ne.jp](mailto:globalworks@friend.ocn.ne.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

# 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

檀原市長 殿

令和 6年 5月 20日

届出者

〒569-0064  
大阪府高槻市庄所町7番1号 101  
株式会社グローバルワークス  
代表取締役 河野 貴志



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任  
解任  
の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社グローバルワークス	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年 月 日
河野 貴志	第 194832 号	令和6年 月 日
堀 舞	第 317928 号	令和6年 月 日
海陸 英加	第 318219 号	令和6年 月 日



第一九四八三二号

給水装置主任技術者免状

本籍 兵庫県

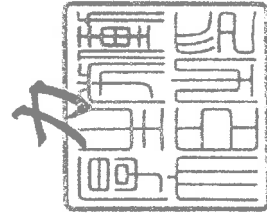
氏名 河野 貴志

昭和四十七年七月二十七日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成十三年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口



第三一七九二八号

給装置事主任技術者免状

本籍 京 都 府

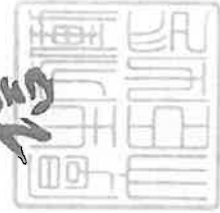
氏名 堀 舞

平成三年十二月十四日生

水道法(昭和五十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

令和五年二月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信



第三一八二一九号

給水装置工事技術者免状

本籍 鹿児島県

氏名 海 陸 英 加

平成七年一月二十四日生

水道法昭和五十年法律第百七十七号の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

令和五年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤勝信

